

いたばし 環境管理ニュース

発行:板橋環境管理研究会
2013年3月1日 〒173-0005 板橋区仲宿54番10号
第342号 電話:03-3962-0131 FAX:03-3962-0133
(板橋区公式ホームページからも閲覧可能)

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004325.html

今号のトピックス

- 1 板橋環境管理研究会 見学研修会
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の公布
- 3 緑のカーテンコンテスト表彰式 結果報告

板橋環境管理研究会 見学研修会

今年度、板橋環境管理研究会では、茨城県にある神之池バイオエネルギー(株)神之池バイオマス発電所及びサミットウインドパワー(株)鹿嶋風力発電所を視察します。

神之池バイオエネルギー(株)では石炭等を一切使わず木質系バイオマスだけを燃料として稼働する発電所としては国内最大出力を誇り、年間約125GWが発電されています。

サミットウインドパワー(株)では鹿嶋発電所の他に山形県の酒田発電所があり両発電所で合計82.5GWとなり約22,800世帯の年間電気使用量になります。また、CO2排出削減効果は4,560haもの森林が1年間に吸収するCO2に相当します。

地球温暖化でCO2削減が求められる現在、より環境にやさしいエネルギーが必要不可欠です。今回はこの環境にやさしい再生可能エネルギーといわれ、注目を集めているバイオマス発電や風力発電について視察を行います。

※本研修会は板橋環境管理研究会会員の方を対象としています。

1. 日程:平成25年3月13日(水)
2. 見学先:神之池バイオエネルギー(株)神之池バイオマス発電所
(茨城県神栖市東深芝2-21)
サミットウインドパワー(株)鹿嶋風力発電所
(茨城県鹿嶋市粟生2303-1)
3. 費用:無料
4. 申込・問合せ:板橋環境管理研究会 猪飼
電話:03-3962-0131 FAX:03-3962-0133



神之池バイオマス発電所



鹿嶋風力発電所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の 一部を改正する省令の公布

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成25年1月23日に公布されたこと等に伴い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」が平成25年2月21日に公布され、平成25年6月1日から施行されることとなりました。

1. 改正の趣旨

平成24年12月に廃棄物処理基準等専門委員会により、廃棄物最終処分場に係る放流水等の基準の見直し、特別管理産業廃棄物の指定等についての検討結果がとりまとめられた。

これを受けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第12号。平成25年1月23日公布。平成25年6月1日施行。以下「改正令」という。)が公布され、産業廃棄物であるばいじん、廃油(廃溶剤)、汚泥、廃酸及び廃アルカリのうち、特定の施設から排出され、かつ、環境省令で定める基準を超えて1, 4-ジオキサンを含むものを特別管理産業廃棄物に追加するとともに、管理型最終処分場に埋立処分を行う場合には、環境省令で定める基準に適合させること等が規定された。

本省令は、改正令の規定に基づき、1, 4-ジオキサンについて特別管理産業廃棄物に該当するものの基準等を定めるとともに、廃棄物処理基準等専門委員会の検討結果に基づき、廃棄物最終処分場からの放流水、地下水等の基準を改正するものである。

2. 改正の概要

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正

- ①1, 4-ジオキサンについて特別管理産業廃棄物に該当するものとして環境省令で定める基準を、以下の表に適合しないこととする。

廃棄物の種類		基準
指定下水汚泥関係 (規則第1条の2第5項関係)	指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外)	0.5mg/L 以下
	指定下水汚泥を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ)	5mg/L 以下
ばいじん関係 (規則第1条の2第8項関係)	ばいじん又はばいじんを処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外)	0.5mg/L 以下
	ばいじんを処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ)	5mg/L 以下
廃油関係 (規則第1条の2第10項関係)	廃油を処分するために処理したもの (廃油)	廃溶剤でないこと
	廃油を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ)	5mg/L 以下
	廃油を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外)	0.5mg/L 以下
汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係 (規則第1条の2第11項関係)	汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外)	0.5mg/L 以下
	廃酸又は廃アルカリ若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ)	5mg/L 以下

※廃油については、廃棄物処理法施行令において、廃溶剤(1, 4-ジオキサンに限る。)と定められている。

②1, 1-ジクロロエチレンについて特別管理産業廃棄物に該当するものとして環境省令で定める基準を、以下の表のとおり変更する。

廃棄物の種類		基準
指定下水汚泥関係 (規則第1条の2第5項関係)	指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外)	1mg/L 以下 (現行 0.2mg/L 以下)
	指定下水汚泥を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ)	10mg/L 以下 (現行 2mg/L)
廃油関係 (規則第1条の2第10項関係)	廃油を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ)	10mg/L 以下 (現行 2mg/L)
	廃油を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外)	1mg/L 以下 (現行 0.2mg/L)
汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係 (規則第1条の2第11項関係)	汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外)	1mg/L 以下 (現行 0.2mg/L)
	廃酸又は廃アルカリ若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ)	10mg/L 以下 (現行 2mg/L)

(2) 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正

①管理型最終処分場に埋立処分できる産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に含まれる1, 4-ジオキサンの量の基準及び1, 1-ジクロロエチレンの量の基準を、以下の表のとおりそれぞれ設定及び変更する。

廃棄物の種類	基準	
	1, 4-ジオキサン	1, 1-ジクロロエチレン
燃え殻、ばいじん若しくは燃え殻又はばいじんを処分するために処理したもの (判定基準省令第1条第2項、第3条第2項)	0.5mg/L 以下	1mg/L 以下 (現行 0.2mg/L 以下)
汚泥、指定下水汚泥及びこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの (判定基準省令第1条第8項、第3条第12項)		

②産業廃棄物を海洋投入処分する際に当該廃棄物に含まれる1, 4-ジオキサンの量の基準及び1, 1-ジクロロエチレンの量の基準を、以下の表のとおりそれぞれ設定及び変更する。

廃棄物の種類	基準	
	1, 4-ジオキサン	1, 1-ジクロロエチレン
有機性汚泥、動植物性残さ (判定基準省令第2条第1項、第4項)	0.5mg/kg 以下	1mg/kg 以下 (現行 0.2mg/kg 以下)
無機性汚泥 (判定基準省令第2条第2項)	0.05mg/L 以下	0.1mg/L 以下 (現行 0.02mg/L 以下)
廃酸又は廃アルカリ、家畜ふん尿 (判定基準省令第2条第3項、第5項)	0.5mg/L 以下	1mg/L 以下 (現行 0.2mg/L 以下)

(3) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令等の一部改正

廃棄物最終処分場から排出される放流水の基準及び廃棄物最終処分場周縁の地下水基準、安定型最終処分場の浸透水の基準について、以下の表のとおり設定及び変更する。

(放射性物質汚染対処特措法施行規則に定められた埋立地からの放流水の基準及び最終処分場周縁の地下水基準、安定型最終処分場相当の最終処分場の浸透水の基準についても同等の措置を講ずる。)

	項目	基準
放流水基準 (管理型)	1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下 (現行 0.2mg/L 以下)
	1, 4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
地下水基準 (全処分場共通) 浸透水基準 (安定型)	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下 (現行 0.02mg/L 以下)
	1, 2-ジクロロエチレン (現行シス-1, 2-ジクロロエチレン)	0.04 mg/L※以下
	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
	塩化ビニルモノマー	0.02 mg/L 以下

※シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレンの合計量

3. 施行期日

平成25年6月1日

(環境省ホームページより)

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16351>

緑のカーテンコンテスト表彰式 結果報告

2月2日(土)に区立エコポリスセンター視聴覚ホールにて「平成24年度緑のカーテンコンテスト表彰式」を開催いたしました。今年度は、個人部門33件、団体部門10件、公共施設部門29件の応募がありました。表彰状及び記念品授与の後、受賞者の3名の方が緑のカーテンの取組みについて、お話をしてくださいました。会場には、今回緑のカーテンコンテストに「ご応募されたみなさまの作品の写真」や「受賞者の取組み」、「学校の取組み」などのパネルが展示されました。

なお、「表彰式の様子」や「受賞者の取組み」については、エコポリスセンターホームページからご覧いただけます。

(エコポリスセンターHP:<http://itbs-ecopo.jp/>)



受賞者のみなさま

平成24年度「緑のカーテンコンテスト」受賞者一覧 (受賞者名敬称略)

部門	賞	受賞者
個人	グランプリ	西村茂
	部門賞	伊東優治
		張替当江
		堀敏郎
団体	グランプリ	共同印刷株式会社 鶴ヶ島工場
	部門賞	株式会社ジェイコムイースト板橋局
		ワコール流通株式会社東京流通センター
公共施設	部門賞	高島平くるみ保育園 高島平けやき保育園
部門問わず	審査員特別賞	鳴沢清隆 一般社団法人 俊羽会